

射水市生成 AI サービス提供業務 公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

射水市 企画管理部 未来創造課

1 目 的

本要領は、射水市生成 AI サービス提供業務公募型プロポーザルの実施に当たり必要な事項を定める。

2 業務等の概要

(1) 業務の名称

射水市生成 AI サービス提供業務

(2) 業務の内容

射水市生成 AI サービス提供業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(4) 提案限度額

金 2, 2 5 5 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は、初期構築費、サービス利用料、研修費用等、企画提案に掛かる全ての費用における上限額を示すものである。

3 選定方法

プレゼンテーションによる企画提案内容、見積価格を総合的に評価して選定する。

4 参加資格

企画提案書提出時において、本事業の遂行に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成 1 4 法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本件入札に参加することについて支障がないと認められる者を除く。

(3) 射水市競争入札参加資格者に登録されていること。

※新規登録について

<https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=52139>

※新規登録の問合せ先

射水市 総務課 契約係

T E L : 0766-51-6615

e-mail : soumu@city.imizu.lg.jp

(4) その他、仕様書で定める内容を満たしていること。

5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、下記のとおりとする。

項 目	期間等
公募の開始	令和7年4月3日（木）
質問書受付期間	令和7年4月3日（木）から 令和7年4月9日（水）午後5時まで
質問に対する回答（※）	令和7年4月16日（水）
参加意思表明書（兼 誓約書）提出期間	令和7年4月3日（木）から 令和7年4月18日（金）午後5時まで
企画提案書等提出期間	令和7年4月3日（木）から 令和7年5月2日（金）午後5時まで
審査（プレゼンテーションの実施）	令和7年5月9日（金）
審査結果通知	令和7年5月中旬
契約締結	令和7年5月中下旬

※ 質問は、未来創造課 DX 推進班まで電子メール（dx@city.imizu.lg.jp）にて提出すること（任意様式）。質問の回答は、市ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

6 提案の注意事項

(1) 禁止行為

- ① 提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 提案者は、自己の有利になることを目的に、本事業の関係者に働き掛けを行ってはならない。
- ③ 提案者は、競争を制限する目的で、他の提案者と提案の意思及び希望価格について、いかなる相談も行ってはならない。

(2) 提案資格の取消し

本業務の契約締結日までの間に、最優秀提案者が次のいずれかに該当した場合は契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の交渉を行う。

- ① 前記(1)に該当する行為を行った場合
- ② 会社更生法に基づく更生手続の開始又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てをした場合
- ③ 不渡手形又は不渡小切手を振り出した場合
- ④ 地方自治法施行令第167条の4に該当する場合
- ⑤ 射水市入札参加資格停止要領（平成18年射水市告示第174号）に基づく指名停止措置を受けた場合

7 提出書類及びプレゼンテーションの審査基準等

(1) 提出書類等

① 企画提案書

※企画提案書は、プレゼンテーション時の資料として利用する。

※企画提案書は、A4横とし、表紙も含めて30ページ以内で収めること。

※仕様書の業務内容を反映し、明瞭かつ具体的に記載すること。

※行政機関での導入実績、導入後の保守・サポート体制などを記載すること。

※提案する生成AIサービスの機能一覧を記載すること。

※仕様書の内容以外にも有益な提案があれば記載すること。

※表紙には、表題として「射水市生成AIサービス提供業務企画提案書」と社名を記載すること。

② 参加意思表明書（兼 誓約書）（別紙1）

③ 企業概要（別紙2）

④ 見積書（様式任意）

※初期構築費、サービス利用料、研修費用等の内訳を明記すること。

(2) 提出期限

① 参加資格関係書類（前記(1)の②、③）

令和7年4月18日（金）午後5時必着

② 企画提案書類（前記(1)の①、④）

令和7年5月2日（金）午後5時必着

(3) 提出先（事務局）

〒939-0294

富山県射水市新開発410番地1

射水市 未来創造課 DX推進班

TEL：0766-51-6614

e-mail：dx@city.imizu.lg.jp

(4) 提出方法

① 電子メールにて提出書類等を電子データで提出することとし、送信後に事務局に電話で連絡すること。

② 前記(2)①で提出された参加資格関係書類に対しての書面による資格確認通知は行わない。

③ 企画提案書の作成等、プロポーザルに関する費用はプロポーザル参加者の負担とする。

(5) プレゼンテーションの実施について

① 実施日時

令和7年5月9日（金）（時間は別途、個別に連絡）

※応募多数の場合は、別日を設けることがある。

② 実施場所（予定）

オンライン（zoom）

※ミーティング ID、パスコード等については、参加資格を確認後に未来創造課 DX 推進班から電子メールにて通知する。

③ 実施方法

1 者 4 5 分以内（プレゼン 3 0 分、質疑応答 1 5 分）

④ 評価項目・配点

プレゼンテーションの評価項目・配点は下表に示すとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
機能要件	・仕様書に記載の仕様を満たしているか ・使いやすい UI/UX であるか ・仕様書に記載以外の市職員の業務効率化、生産性の向上等に資すると考えられる機能があるか	3 0
研修	・研修内容について （研修を複数回開催、アーカイブ配信するなど受講しやすい工夫はあるか、初任者にも分かりやすく研修内容の方向性が明確か、具体的な事例を交えた実践的な内容か等）	1 0
セキュリティ	・セキュリティ対策 （データの保管、アクセスログなどのセキュリティ対策）	2 0
保守・サポート体制／実績	・保守・サポート体制について （保守・サポート体制、市とのコミュニケーション体制等） ・行政機関での実績について （行政機関の導入実績等）	2 0
見積価格	・見積金額 （初期構築費、サービス利用料、研修費用等）	2 0
合計		1 0 0

⑤ 選定方法

評価項目に基づき各委員が採点を行い、評価点数の総合計が最も高く、かつ、総合計の平均が70点以上（評価基準点）であるものを最優秀提案者として選定する。最高得点の提案者が複数ある場合は、委員協議により選定する。

提案者が1者の場合であってもプレゼンテーションを実施する。この場合は、評価基準点を満たしているかどうかで選定の可否を決定する。

⑥ 留意事項

- ・プレゼンテーションは、非公開により行う。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書及びシステムデモ画面により行うものとし、それ以外の資料の配布、投影は認めない。
- ・企画提案書に記載のない提案についてのプレゼンテーションは行わないこと。
- ・プレゼンテーションにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 審査結果の通知

結果通知は、電子メールにて各事業者へ通知する。

なお、審査結果についての異議申立て及び問合せ等は一切受け付けない。また、審査内容については、一切開示しない。

8 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と射水市が協議し、業務に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約の交渉を行う。

9 提案者の失格事項

失格事項に該当すると確認された提案者に対しては、書面にて通知する。

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 「4 参加資格」を満たさない場合
- ② 提出書類等を提出期限までに提出しなかった場合
- ③ 提案のプレゼンテーションに参加しなかった場合
- ④ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

(2) 提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ① 記載内容が本要領に適合しないもの
- ② 提出方法及び記載内容が本要領に適合しないもの
- ③ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの

10 プロポーザルの辞退

(1) 参加意思表明書(兼 誓約書)を提出した者が本プロポーザルを辞退する場合は、任意の様式により辞退届を未来創造課 DX 推進班まで電子メールにて提出するものとする。

(2) 本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取扱いを行わないものとする。